

屋内の遊び場づくりに取組む団体を募集！

原子力災害の影響により、子どもたちを屋外で遊ばせることに不安を抱く保護者の方がおられます。そのため、県では子どもたちが屋内でのびのびと遊べる環境づくりを進めるべく、屋内施設に遊具等を設置して遊び場を整備する団体を募集しています。

◆募集締切：平成25年6月7日（金）午後5時15分まで

（郵送の場合は必着）

⇒ ホームページから、実施要領・応募様式をダウンロードできます。

福島県子育て支援課

検索

※子育て支援課トップページの「屋内遊び場確保事業の募集」をクリック

1 事業の内容

次のア～オの要件を満たし、福島県内の既存の屋内施設に遊具等を設置して、遊び場を整備又は拡充する事業とします。

- ア 平成25年4月1日以降新たに取り組む事業であること。
- イ 不特定多数の者が利用できる遊び場であること。
- ウ 原則として週3日以上利用できるように開設すること。
- エ 次のいずれかに該当する耐震性がある建物であること。
 - ・昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物
 - ・耐震診断の結果、耐震性がある（ I_s 値0.6以上）と判断された建物
 - ・耐震補強済みの建物
- オ 事業採択通知から概ね3ヶ月以内に遊び場の整備、オープンが完了する事業であること。

※採択にあたっては、避難解除等区域復興再生計画の対象市町村のうち、居住可能な区域を有する市町村（南相馬市、川俣町、広野町、田村市、川内村）を遊び場の所在地とする事業を優先します。

2 応募者の資格

次のア～ウの要件をすべて満たすこととします。

- ア 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる団体であること。
法人格の有無は問いません。

- イ 規約等を持ち、総会等で意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- ウ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 補助内容

1 団体あたり100万円を上限とします（消費税を含む）。
（予算の範囲内で、数件の事業を採択する予定です）

4 応募受付

(1) 応募期限

平成25年6月7日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、応募先まで郵送または持参により提出してください。

(3) 応募書類（書類は返却しません。）

- ア 実施提案書（整備拡充事業分）（様式1） 1部
- イ 団体の概要（様式2） 1部
- ウ 定款または組織の運営に関する規則（会則等）の写し 1部
- エ 直近の事業報告書及び収支予算書の写し 1部
- オ 役員一覧（様式3） 1部
- カ 建物の耐震性を確認することができる資料の写し 1部

(4) 応募先

福島県保健福祉部子育て支援課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）
電話：024-521-7198

5 審査と選定

提案された応募書類に基づき、審査を行い、補助対象事業を数件選定します。

6 スケジュール

- 5月中旬 募集開始
- 6月7日 募集締切
- 6月中～下旬 審査、補助対象事業の決定
- 7月～ 事業実施

【本事業の問い合わせ先】

福島県保健福祉部子育て支援課
〒960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）
電話 024-521-7198
FAX 024-521-7747
Eメール kosodate@pref.fukushima.jp